

JIS

自動車用ミラー

JIS D 5705-1993

(2006 確認)

平成5年11月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 26. 10. 31 改正：平成 5. 11. 1

官 報 公 示：平成 5. 11. 15

原案作成協力者：社団法人 自動車技術会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 自動車航空部会（部会長 丸茂 長幸）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

自動車用ミラー

D 5705-1993

Mirrors for automobiles

1. 適用範囲 この規格は、自動車に取り付け、運転者が自動車の後方又は周囲を視認するために用いるミラーについて規定する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS B 7503 ダイヤルゲージ

JIS C 1609 照度計

JIS D 0201 自動車部品の電気めっき通則

JIS D 0202 自動車部品の塗膜通則

JIS D 0203 自動車部品の耐湿及び耐水試験方法

JIS D 0205 自動車部品の耐候性試験方法

JIS D 1601 自動車部品振動試験方法

JIS R 3201 普通板ガラス

JIS R 3202 フロート板ガラス及び磨き板ガラス

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

JIS Z 8720 測色用の標準の光及び標準光源

JIS Z 8741 鏡面光沢度測定方法

2. この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 5740 Road vehicles—Rear view mirrors—Test method for determining reflectance

3. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって参考値である。

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) **ミラー** 鏡・保持部・調節部・支持部(衝撃緩和機構を含む。)などによって構成したもの(付図1~3参照)。
- (2) **保持部** 鏡を保持する部分。
- (3) **調節部** 鏡の角度を調節する部分。
- (4) **支持部** 鏡及び保持部と車体との間に介在し、鏡を所定の位置に支持する部分。
- (5) **衝撃緩和機構** 人体がミラーに衝突、接触などしたとき、ミラーが変位、脱落などして、乗員及び歩行者への障害を防止又は軽減する機構。
- (6) **インサイドミラー** 車室内に取り付けて、車両の後方を視認するミラー(付図1参照)。
- (7) **アウトサイドミラー** 車室外又はモータサイクル(モペットを含む。)のハンドルなどに取り付けて車両の側方及び後方を視認するミラー(付図2参照)。
- (8) **アウトサイドアンダミラー** 車室外に取り付けて、車両の下方及び周辺を視認するミラー。
なお、大型トラックなどに取り付けるサイドアンダミラーも含む(付図3参照)。
- (9) **平面鏡** 鏡面が平らな鏡。
- (10) **凸面鏡** 鏡面が凸面で一定の曲率半径をもつ鏡。
- (11) **反射率可変ミラー** 夜間、後続車のヘッドランプの光がまぶしいときなどに、反射率を低くすることができ